

腎臓機能障害者等通院交通費補助金 対 象 者 拡 充 の お 知 ら せ

町では、腎臓機能等に障がいをお持ちの方が、症状の軽減や除去する目的で医療機関において、人工透析療法等を受けるために要した交通費の一部補助を行っております。

令和6年4月1日から、**ふるさと納税を原資**として、補助の対象となる方を課税されている方にも拡充します。

■ 対象

腎臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療の給付を受けている方

ただし、医療機関の無料送迎などを利用している場合は対象外

■ 補助金額

○ 町民税が課税されている方(令和6年度から拡充)

月額 1, 0 0 0 円

○ 町民税が課税されていない方

通院距離（往復）	月 額
2 km以上～2 5 km未満	2, 6 0 0 円
2 5 km以上～7 5 km未満	3, 2 0 0 円
7 5 km以上～	5, 2 0 0 円

■ 申請方法

交付申請書に通院している医療機関から証明をもらい提出



ちよふる

お問い合わせ
保健福祉課 福祉係
(総合保健福祉センター内)
☎ 86-7000

タクシー運賃等の助成をします

福祉タクシー等利用券のご利用には手続きが必要です



日常生活において、生活に必要な交通手段、買い物の機会の確保が難しい方に福祉タクシー等利用券を交付し、運賃等の費用の一部を助成します。

対象者

千代田町に住民登録があり、自動車運転免許証をお持ちでない方（世帯員を含む。）で次のいずれかに該当する方が対象となります。

75歳以上の方のみの世帯
療育手帳A表示の方
自動車免許証を返納した方

身体障害者手帳1級または2級の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方

※上記以外にも条件があります。

利用券

1人あたり利用券（500円/1枚）を
最大 48枚 交付

（申請月によって枚数が異なります。）



利用券には
買い物でも
使える券が
含まれています

利用券の申請からご利用までの流れ

申請手続き：申請書と必要書類を提出してください

簡易書留でご自宅に利用券が届きます



タクシーを利用する

運賃の精算時に
利用券を運転手に渡す

1回で利用できる利用券は3枚まで



移動販売で商品を購入する

支払いの時に
利用券を店員に渡す

1回で利用できる利用券の枚数に
制限はありません

- ・利用券を使用できる事業者は協力事業者のみです。
- ・利用券のおつりは出ません。
- ・令和6年度の利用券の使用期限は令和7年3月31日までです。
- ・使い終わっても年度の途中で追加交付することはできません。